

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

由布市長 相馬 尊重

市町村名 (市町村コード)	大分県由布市 (442135)	
地域名 (地域内農業集落名)	塚原 (塚原)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月6日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は振興山村に指定されるなど、平地の地域と比べ生産条件の格差が大きい。また20年ほど前から中山間特有の鳥獣被害も拡大、農業者も高齢化が進み、農業者並びに耕作地の減少や耕作放棄地増加の波に覆われている。しかし20年前は水路や耕作地の管理が行われ、良質な作物を収穫でき、多くの農業者がいた。今後、地域の課題に向き合い、新規農業者の獲得や農業振興の計画並びに耕作放棄地を減らす活動を行っていく。

主な作物:水稲

(2) 地域における農業の将来の在り方

塚原地区は耕作地の条件として、冬は雪が降るほど寒く、高地での特徴を生かした取組を行う必要があると考えている。また、夏は高地特有の「害虫が少ない」といった環境を生かし、防虫などの農薬等の減農薬等の取組や一部のエリアで行われている有機農業などを取り入れブランド化等することが、耕作放棄地の減少に繋がると思われる。その他、米以外の作物、例えばネギなどの新たな取組を行うことで、新規就農者の獲得や耕作地の減少が抑えられる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	29.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	29.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地バンクを通じ、担い手を中心に集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
原則として、地域の農地所有者が農業をリタイアする場合は、中間管理機構に貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
現在行っていない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
多面的機能などの活動を通じ、若手の育成及び情報の共有を積極的に行い、新規就農者の受け入れ等を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
由布市内の集落営農法人が連携して設立した株式会社ゆふ農業サポートと連携し、作業委託やドローンを活用した事業の取組を集落内でも進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①防護柵設置による鳥獣被害の防止。
- ②高地と湯布院といった観光地ブランドを利用した有機や減農薬栽培。
- ⑦耕作放棄地の保全や管理を行い、新規農業者の農地として利用しやすいようにする。
- ⑨米や収穫できた作物の6次産業化を行い農作物や加工品の販売。